

生駒市バリアフリー基本構想推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条の規定に基づく生駒市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の策定及び基本構想に基づく事業の円滑な推進のため、法第26条第1項の規定に基づく生駒市バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整に関する事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 障がい者団体の代表者
 - (3) 高齢者団体の代表者
 - (4) 地域住民の代表者
 - (5) 市民団体等の代表者
 - (6) 施設の設置管理者
 - (7) 公共交通事業者
 - (8) 公募市民
 - (9) 公安委員会
 - (10) その他関係行政機関
 - (11) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 協議会の開催期間は、基本構想に基づく事業の完了を目途とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建設部事業計画課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行する。